

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する  
条例の一部を改正する条例

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例  
(平成27年3月町田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「い  
う。）は、」の次に「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども  
に該当する教育・保育給付認定子ども（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する  
教育・保育給付認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの  
間にある者（特別利用教育を受ける者を除く。以下「特定満3歳以上保育認定子ども」  
という。）を除く。）における利用者負担額にあつては0円、満3歳未満保育認定子ど  
も（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）における利用者負担額にあつ  
ては」を加える。

別表の1の表及び2の表を削る。

別表の3の表中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する  
支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、別表の3の表Aの項中「生  
活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、「者又は」を「者、」に改  
め、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特  
定配偶者の自立の支援に関する法律」の次に「(平成6年法律第30号)」を、「支援給  
付を受けている者」の次に「又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の  
4に規定する里親」を加え、別表の3の表B—1の項中「(ひとり親世帯等に限る。）」  
を削り、同項を別表の3の表Bの項とし、別表の3の表B—2の項を削り、別表備考  
第3項及び第4項を次のように改める。

3 ひとり親世帯等（所得割が77,101円以上の世帯を除く。）におけるこ  
の表の規定の適用については、

「

「

4, 500	4, 200
5, 100	4, 500
5, 700	5, 100
6, 400	5, 800
7, 700	7, 000
9, 900	9, 200
13, 200	11, 900
16, 800	14, 900
19, 700	17, 700

とあるのは

1, 500	1, 400
1, 500	1, 400
1, 500	1, 400
1, 500	1, 400
2, 300	2, 100
3, 000	2, 700
4, 000	3, 600
5, 000	4, 500
5, 900	5, 300

とする。

4 この表の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の月額、次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども  
この表に規定する額に2分の1を乗じて得た額

(2) 特定被監護者等(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)  
である満3歳未満保育認定子ども 0円

別表備考第5項を削り、別表備考第6項中「1の表から3の表まで」を「この表」に改め、同項を別表備考第5項とし、別表の3の表を別表とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項に規定する委託費の支払を含む。）に係る<u>教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者</u>（以下「保護者等」という。）が負担すべき費用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担額等)</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ（1）若しくはロ（1）又は第3号イ（1））に規定する政令で定める額を限度として当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、<u>法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（特別利用教育を受ける者を除く。以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）における利用者負担額にあっては0円、<u>満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）</u>における利用者負担額にあっては別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第3条関係）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項に規定する委託費の支払を含む。）に係る<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）が負担すべき費用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担額等)</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ（1）若しくはロ（1）又は第3号イ（1））に規定する政令で定める額を限度として当該<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u></p>

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前			
	支給認定子どもにおける利用者負担額表			
	教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 の月額（円）	
	階層区分	定義		
	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者が属する世帯	0	
	B—1	A階層を除く世帯で教育を受ける年度	ひとり親世帯等のうち、市町村民税非課税世帯又は均等割のみ課税されている世帯	0
	B—2	（4月から8月まで）	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等を除く。）	3,000
	C	では、前年度。以下同じ。）の市	均等割のみ課税されている世帯（ひとり親世帯等を除く。）	3,000
	D—1	町村民税が右の区	所得割が12,000円未満の世帯	6,700
	D—2		所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯	7,200

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後		改正前											
	D-3	分に該当する世帯	所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯	7,400									
	D-4		所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯	8,300									
	D-5		所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯	9,200									
	D-6		所得割が56,000円以上77,101円未満の世帯	10,100									
	D-7		所得割が77,101円以上80,000円未満の世帯	18,100									
	D-8		所得割が80,000円以上211,201円未満の世帯	20,500									
	D-9		所得割が211,201円以上256,301円未満の世帯	25,700									
	D-10		所得割が256,301円以上の世帯	25,700									
<p>2 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">利用者負担額の月額(円)</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>保育標準時</th> <th>保育短時間</th> </tr> </thead> </table>						保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額(円)		階層区分	定義	保育標準時	保育短時間
保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額(円)											
階層区分	定義	保育標準時	保育短時間										

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前				
			間認定者	認定者	
	A	生活保護法の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0	
	B-1	A階層を除く世帯で保育を受ける年	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等に限る。)	0	0
	B-2	度の市町村民税が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等を除く。)	1,300	1,200
	C		均等割のみ課税されている世帯	3,900	3,600
	D-1		所得割が12,000円未満の世帯	4,400	4,100
	D-2		所得割が12,000円以上30,	5,000	4,700

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前				
			000円未満の世帯		
	D-3		所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯	5,700	5,100
	D-4		所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯	7,300	6,600
	D-5		所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯	8,800	8,100
	D-6		所得割が56,000円以上60,000円未満の世帯	10,400	9,100
	D-7		所得割が60,000円以上68,000円未満の世帯	12,700	11,300



町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前			
	D—8	所得割が68,000円以上80,000円未満の世帯	<u>14,700</u>	<u>13,200</u>
	D—9	所得割が80,000円以上96,000円未満の世帯	<u>16,600</u>	<u>14,500</u>
	D—10	所得割が96,000円以上116,000円未満の世帯	<u>18,300</u>	<u>16,100</u>
	D—11	所得割が116,000円以上139,000円未満の世帯	<u>20,300</u>	<u>17,900</u>
	D—12	所得割が139,000円以上162,000円未満の世帯	<u>21,500</u>	<u>18,500</u>
	D—13	所得割が162,000円以上1	<u>22,700</u>	<u>19,500</u>

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前				
			85,000円未 満の世帯		
	<u>D-14</u>		所得割が185, 000円以上2 08,000円未 満の世帯	<u>24,400</u>	<u>21,100</u>
	<u>D-15</u>		所得割が208, 000円以上2 32,000円未 満の世帯	<u>26,100</u>	<u>22,600</u>
	<u>D-16</u>		所得割が232, 000円以上2 58,000円未 満の世帯	<u>27,600</u>	<u>24,000</u>
	<u>D-17</u>		所得割が258, 000円以上2 85,000円未 満の世帯	<u>29,000</u>	<u>25,300</u>
	<u>D-18</u>		所得割が285, 000円以上3 13,000円未 満の世帯	<u>30,600</u>	<u>26,900</u>

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前			
	D-19	所得割が313,000円以上343,000円未満の世帯	<u>32,500</u>	<u>28,700</u>
	D-20	所得割が343,000円以上373,000円未満の世帯	<u>33,900</u>	<u>30,100</u>
	D-21	所得割が373,000円以上407,000円未満の世帯	<u>35,600</u>	<u>31,700</u>
	D-22	所得割が407,000円以上441,000円未満の世帯	<u>37,300</u>	<u>33,400</u>
	D-23	所得割が441,000円以上501,000円未満の世帯	<u>39,200</u>	<u>35,300</u>
	D-24	所得割が501,000円以上の	<u>40,200</u>	<u>36,200</u>

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後				改正前																																			
<p>満3歳未満保育認定子どもにおける利用者負担額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">利用者負担額の月額（円）</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>保育標準時間認定者</th> <th>保育短時間認定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親が属する世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>A階層を除く世帯 市町村民税非課税世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額（円）		階層区分	定義	保育標準時間認定者	保育短時間認定者	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親が属する世帯	0	0	B	A階層を除く世帯 市町村民税非課税世帯	0	0	<p>世帯</p> <p>3 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">利用者負担額の月額（円）</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>保育標準時間認定者</th> <th>保育短時間認定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者が属する世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>B-1</td> <td>A階層を除く世帯 市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等に限る。）</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額（円）		階層区分	定義	保育標準時間認定者	保育短時間認定者	A	生活保護法の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0	B-1	A階層を除く世帯 市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等に限る。）	0	0
				保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額（円）																																	
階層区分	定義	保育標準時間認定者	保育短時間認定者																																				
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親が属する世帯	0	0																																				
B	A階層を除く世帯 市町村民税非課税世帯	0	0																																				
保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額（円）																																					
階層区分	定義	保育標準時間認定者	保育短時間認定者																																				
A	生活保護法の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0																																				
B-1	A階層を除く世帯 市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等に限る。）	0	0																																				

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後					改正前					
	受ける年度の市町村民税が				B-2	受ける年度の市町村民税が	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等を除く。)	1,500	1,400	
略	右の区分に該当する世帯	略	略	略	略	右の区分に該当する世帯	略	略	略	
備考					備考					
1・2 略					1・2 略					
3 ひとり親世帯等(所得割が77,101円以上の世帯を除く。)					3 ひとり親世帯等(所得割が77,101円以上の世帯を除く。)					
におけるこの表の規定の適用については、					における1の表から3の表までの規定の適用については、1の表中					
					「6,700」、「7,200」、「7,400」、「8,300」、「9,200」及び「10,100」とあるのは「3,000」と、					
					2の表中					
					「					
							3,900		3,600	
							4,400		4,100	
							5,000		4,700	
							5,700		5,100	
							7,300		6,600	
							8,800		8,100	
							10,400		9,100	
					とあるのは					

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
		<u>12,700</u>	<u>11,300</u>
		<u>14,700</u>	<u>13,200</u>
			└
		┌	
		<u>1,300</u>	<u>1,200</u>
		<u>1,300</u>	<u>1,200</u>
		<u>1,300</u>	<u>1,200</u>
		<u>1,300</u>	<u>1,200</u>
		<u>1,600</u>	<u>1,500</u>
		<u>2,000</u>	<u>1,800</u>
		<u>2,300</u>	<u>2,000</u>
		<u>2,800</u>	<u>2,500</u>
		<u>3,300</u>	<u>2,900</u>
			と、3の表中
			└
		┌	
		<u>4,500</u>	<u>4,200</u>
		<u>5,100</u>	<u>4,500</u>
		<u>5,700</u>	<u>5,100</u>
		<u>6,400</u>	<u>5,800</u>
			└
		┌	
		<u>4,500</u>	<u>4,200</u>
		<u>5,100</u>	<u>4,500</u>
		<u>5,700</u>	<u>5,100</u>
		<u>6,400</u>	<u>5,800</u>
			└
		┌	
		<u>4,500</u>	<u>4,200</u>
		<u>5,100</u>	<u>4,500</u>
		<u>5,700</u>	<u>5,100</u>
		<u>6,400</u>	<u>5,800</u>

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
7,700	7,000	とあるのは	7,700	7,000	とあるのは
9,900	9,200		9,900	9,200	
13,200	11,900		13,200	11,900	
16,800	14,900		16,800	14,900	
19,700	17,700		19,700	17,700	
」			」		
「			「		
1,500	1,400	とする。	1,500	1,400	とする。
1,500	1,400		1,500	1,400	
1,500	1,400		1,500	1,400	
1,500	1,400		1,500	1,400	
2,300	2,100		2,300	2,100	
3,000	2,700		3,000	2,700	
4,000	3,600		4,000	3,600	
5,000	4,500		5,000	4,500	
5,900	5,300		5,900	5,300	
」			」		
4 この表の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等（以下			4 1の表から3の表までの規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第		

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の月額、次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども この表に規定する額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども 0円</u></p> <p><u>5 この表及び第3項の規定の適用については、規則で定めるとおりとする。</u></p>	<p><u>1 4条又は第1 4条の2の規定の適用がある場合の支給認定子どもにおける利用者負担額の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 政令第1 4条各号又は第1 4条の2第1項各号に定める額が政令第4条から第7条まで及び第9条から第1 2条までの規定により算定される額に2分の1を乗じて得た額となる場合 1の表から3の表までに規定する額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 政令第1 4条各号又は第1 4条の2第1項各号に定める額が0円となる場合 0円</u></p> <p><u>5 1の表から3の表までの規定にかかわらず、市長は、支給認定子どもが特別利用教育を受けているときその他現に受けている支給認定に係る支給認定子どもの該当する法第1 9条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「支給認定区分」という。）以外の区分の利用者負担額を適用することが適当と認めるときは、支給認定区分以外の区分の利用者負担額を適用することができる。</u></p> <p><u>6 1の表から3の表まで及び第3項の規定の適用については、規則で定めるとおりとする。</u></p>